豊中市消費者教育推進計画

~学び、考え、行動する消費者を育み、 消費者市民社会の構築をめざします~

> 平成30年(2018年)3月 豊 中 市

目 次

| 第 | 1 填 | 草 消費者教育推進計画策定の背景と必要性 ・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
|-----|-----|--|----|
| | 1. | 消費者を取り巻く環境の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| | | (1)消費者の商取引形態等の変化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| | | (2) 少子高齢化の進展 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| | | (3) 倫理的消費(エシカル消費)への関心の高まり ・・・・・・・・・・・ | 1 |
| | 2. | 国、大阪府の動き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| | 3. | 本市における取組み状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| | | (1)消費生活相談状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| | | (2) 特殊詐欺被害防止の取組み状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| | | (3)消費者教育の取組み状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| | 4. | 本市における消費者教育にかかる課題と計画策定の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 8 |
| | | (1) 課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 8 |
| | | (2) 計画策定の必要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 8 |
| | 5. | 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 8 |
| *** | | | |
| 第 | 2頁 | | 9 |
| | 1. | 消費者教育推進計画の基本的な考え方とめざすべき姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 9 |
| | 2. | 消費者教育推進計画の体系的推進の取組みの方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 10 |
| | | (1)消費者教育が育むべき力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 10 |
| | | ① 消費者市民社会の構築に関する領域 ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 10 |
| | | ② 商品やサービス等の安全に関する領域 ・・・・・・・・・・・・・・ | 10 |
| | | ③ 生活の管理と契約に関する領域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 11 |
| | | ④ 情報とメディアに関する領域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 11 |
| | | (2)多様な場における取組み及び消費者の特性に配慮した取組みの実施・・・・・ | 12 |
| | | ① 多様な場における取組みの方向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 12 |
| | | ② 消費者の特性に配慮した取組みの方向 ・・・・・・・・・・・・・・ | 12 |
| | | (3)多様な主体との連携・協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 13 |
| | | ① 国、大阪府等との連携・協働 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 13 |
| | | ② 消費者行政と他の専門行政との連携・協働 ・・・・・・・・・・・・・ | 13 |
| | | ③ 市と消費者団体、事業者団体等との連携・協働 ・・・・・・・・・・ | 13 |
| | 3. | 消費者教育推進計画の基本的な考え方と取組みの方向のまとめ・・・・・・・・ | 14 |

| 第3章 | 育 消費者教育推進計画の取組み体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 15 |
|------------|---|----|
| 1. | 本市における消費者教育の取組み状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 15 |
| 2. | 消費者教育推進計画の取組み体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 16 |
| | (1)多様な場における取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 16 |
| | ① 学校(就学前、小学校・中学校・高等学校、大学等)における取組み ・・・ | 16 |
| | ② 地域における取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 18 |
| | ③ 家庭における取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 20 |
| | ④ 職域における取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 21 |
| | (2)消費者の特性に配慮した取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 25 |
| | | |
| 第4章 | 章 今後の消費者教育の計画的な推進 ・・・・・・・・・・・・・・・ | 27 |
| 1. | 推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 27 |
| 2. | 進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 28 |
| | | |
| | | |
| ◇ 資 | ₹ 料 編 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 29 |
| 1. | 豊中市消費者教育推進計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 29 |
| | (1)消費生活審議会等における消費者教育推進計画策定に係る審議・検討経過・ | 29 |
| | (2) 豊中市消費生活審議会規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 30 |
| | (3) 豊中市消費生活審議会委員名簿(第6期) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 31 |
| | (4) 豊中市消費者教育推進計画検討連絡会議設置要綱 ・・・・・・・・・・ | 32 |
| 2. | 豊中市消費生活審議会 諮問・答申 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 34 |
| 3. | 豊中市における消費者教育の取組み実績(平成28年度)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 35 |
| 4. | 参考資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 42 |
| | (1) 消費者教育の育むべき力(消費者教育の推進に関する基本的な方針より抜粋)・ | 42 |
| | (2) 消費者教育の体系イメージマップ ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 43 |
| ع داد | 田 苯 杨 | 11 |
| ጥ / | 用 語 解 説(50 音順) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 44 |

第1章 消費者教育推進計画策定の背景と必要性

1. 消費者を取り巻く環境の変化

(1)消費者の商取引形態等の変化

消費者を取り巻く環境は、グローバル化や高度情報化社会の進展等に伴い、大きく変化しています。世界中の多種多様な商品やサービスだけでなく、電力やガスまでも自由に選択し、消費することができるようになったほか、インターネット通販やキャッシュレス化による決済手段の多様化など消費者の利便性は飛躍的に向上し、急速に変化しています。一方、地域の小売店が減少し、身近に買い物のできる場がなくなるといった現状もあります。

特に、パソコンやスマートフォンの普及により、個人情報の流出や、詐欺サイト・ 架空請求メール*・SNS*を通じたトラブル、商品やサービスの内容をよく理解しないまま契約し、生じたトラブルが増加しています。また、海外事業者との取引による解決が困難なトラブルや、オンラインゲーム*などにおける小学生等低年齢層でのトラブルなど、消費者問題は、ますます多様で複合的、広域的に発生しています。

最近では、契約のルールなどを定めた民法が 120 年ぶりに大改正され、日常広く 使われている約款の規定が新設されるなどの見直しが行われました。また、成年年齢 の引き下げも検討されており*、今後、消費者トラブルの増加も危惧され、改めて契 約に関するルールを再認識するなど消費者としての自立が求められています。

(2) 少子高齢化の進展

少子高齢化の進展に伴い、総人口の世代別比率が変化する中、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成29年(2017年)の65歳以上の高齢者の人口は、総人口の27.8%となっています。豊中市においても、高齢化率は上昇しており、65歳以上の高齢者人口は、平成29年(2017年)4月1日時点で総人口の25.3%に達し、今後も同様の傾向が見込まれ、特に、単身高齢者数は年々増加しています。

こうした高齢化率の上昇に伴い、高齢者を狙った詐欺被害やトラブルが多数発生しています。高齢者は、「お金」「健康」「孤独」といった不安につけこまれ、消費者被害に遭いやすく、加えて高齢や病気・障害等により判断力が不十分となり、通常の取引においても消費者トラブルに巻き込まれることがあります。

(3) 倫理的消費 (エシカル消費) への関心の高まり

消費者が支出する消費額の総額は国内総生産(GDP)の約6割を占め、個人の消費活動は経済社会に大きな影響を与えており、エコ・省エネ・省資源等の「環境に配慮」した消費活動*や地産地消・被災地産品購入等の「地域に配慮」した消費活動、「人権を尊重し社会に配慮」したフェアトレード商品の購入*や障害のある人等の支援につながる消費活動など、より良い社会に向けた倫理的消費(エシカル消費)*が求められています。消費者それぞれが、各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題の解決に取り組む事業者を応援するといった消費活動への関心が高まっています。

*の下線の用語は、資料編(P44~45)で解説しています。

2. 国、大阪府の動き

国においては、平成24年(2012年)に「消費者教育の推進に関する法律(消費者教育推進法)」を施行し、消費者の自立を支援するための消費生活に関する教育及び主体的に<u>消費者市民社会</u>*の形成に参画する消費者市民育成のための教育を進めていくこととしました。平成25年(2013年)には「消費者教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で<u>消費者教育</u>*を受けることができる機会の提供や、国・地方、行政・民間、消費者自身も含めた幅広い担い手の支援、連携等を基本的な方向としています。平成29年(2017年)4月には、基本的方針の中間的見直しが行われ、成年年齢の引き下げ対応としての若年者への消費者教育の強化などが付加されました。

また、大阪府においては、消費者教育推進法を踏まえ、平成27年(2015年)3月に策定した「大阪府消費者基本計画」の基本目標Ⅲ「消費者教育に関する計画的な施策の推進」を大阪府消費者教育推進計画の性格を持つものとしています。この計画では、消費者の社会的役割と、消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解と関心を深めながら、自ら考え行動する自立した消費者を育成するため、幼児期から高齢期までの各段階に応じて、さまざまな特性等に応じた適切な方法により、多様な主体や他の施策との連携を図りつつ効果的な消費者教育の推進に努めるとされています。

3. 本市における取組み状況

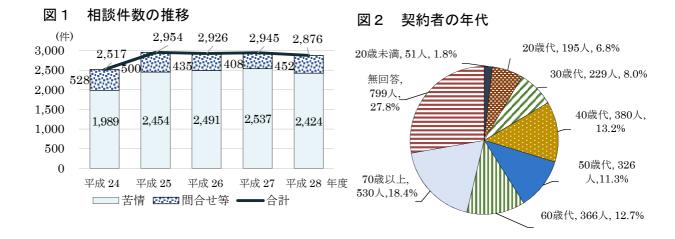
本市では、消費者の利益の擁護と増進に関し、消費者の権利の確立とその自立の支援を図り、もって市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とし、これまでの「豊中市の消費者のくらしを守る基本条例(昭和52年(1977年))」及び「消費者保護のための危害防止、表示の適正化等に関する条例(昭和52年(1977年))」を廃止し、平成18年(2006年)8月に、「豊中市の消費者のくらしを守る条例」を制定しました。本市ではこれを基本として、社会環境の変化に対応しながら消費者行政に取り組んでいます。

(1)消費生活相談状況

① 相談件数

平成 28 年度 (2016 年度) の消費生活相談件数は 2,876 件で、ここ数年は 2,900 件程度で推移しています。その内訳は「苦情」が 2,424 件、「問合せ等」が 452 件で、同様の傾向が続いています。(図 1)

契約者を年代別にみると、70歳以上(530件)が最も多く、次いで40歳代(380件)、60歳代(366件)の順となり、特に70歳以上の相談は、前年度と同様に全体の2割程度を占めています。(図2)



② 商品・役務(サービス)別の相談状況

商品・役務(サービス)分類別の相談件数では、「デジタルコンテンツ」、「アダルト情報サイト」、「その他のデジタルコンテンツ」の順に多く、これらの「デジタルコンテンツ類」で532件となり、全体の2割程度を占めています。特に、架空請求*の増加により、サイトの特定できない「デジタルコンテンツ」は前年度の3倍(260件)に増加しました。「アダルト情報サイト」は平成26年度(2014年度)をピークに年々減少し、平成24年度(2012年度)レベルまで下がりました。(表1)

続いて「商品一般」、「賃貸アパート」、「フリーローン・サラ金」の順に多く、これらは年度毎に順を変えながら100件前後で推移しています。(表1)

| 表 1 | 商品•役務(廿- | -ビス)分類別の相談件数の推移 |
|------|----------|-----------------|
| 10 1 | | |

| 順 | 内 容 年 度 | 平成24 (2012) | 平成 25 (2013) | 平成 26 (2014) | 平成27 (2015) | 平成 28 (2016) |
|----|--|----------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 1 | デジタルコンテンツ※1 | 63 | 62 | 59 | 86 | 260 |
| 2 | アダルト情報サイト※2 | 155 | 206 | 308 | 244 | 155 |
| 3 | その他のデジタルコンテンツ※3 (アダルト情報を除く特定の情報サイトに関する相談) | 147 | 109 | 141 | 137 | 117 |
| 4 | 商品一般※4 | 82 | 115 | 91 | 86 | 104 |
| 5 | 賃貸アパート | 65 | 137 | 125 | 102 | 104 |
| 6 | フリーローン・サラ金 | 104 | 117 | 103 | 91 | 94 |
| 7 | 相談その他※5 | 88 | 94 | 88 | 63 | 80 |
| 8 | 光ファイバー | 26 | 30 | 31 | 48 | 68 |
| 9 | 役務その他サービス※6 | 31 | 42 | 61 | 56 | 62 |
| 10 | 他の健康食品※7 | 31 | 53 | 30 | 45 | 47 |

- ※1~3 デジタルコンテンツ (インターネットを通じて得られる情報・サイト) に関する相談
 - 内容の特定できないサイト ※1 デジタルコンテンツ)
 - 内容の特定できるサイト ※2 アダルト情報サイト
 - ※3 その他のデジタルコンテンツ

出会い系・音楽情報・ギャンブル情報・投資情報サイト、映画配信サービス、オンラインゲーム及びその他(SNS や占い、懸賞等)のサイト

- ※4 不審な電話やメール、注文した覚えがなく配送され中身がわからないものの相談等、商品を特定できない ものに関する相談。
- ※5 消費者問題以外の相談。
- ※6 金融・保険や運輸・通信、教育、教養・娯楽、保健・福祉等の一般的な役務(サービス)に該当しない相談(PC ウィルス除去やトラブル代行サービス等)。
- ※7 一般的な健康食品(高麗人参茶、ローヤルゼリー、プルーン、プロテイン、カルシウム剤、酵素食品、ビタミン剤、プロポリス、ニンニク食品、深海鮫エキス、海草食品)以外の健康食品に関する相談。

③ 販売購入形態別分類

販売購入形態別の相談件数では、「通信販売」、通常の商取引である「店舗購入」に関わる相談の順に多く、これらで6割を占め、続いて「訪問販売」、「電話勧誘販売」となっています。ここ数年の傾向として「通信販売」が増加傾向で、「店舗購入」、「訪問販売」及び「電話勧誘」等は減少傾向で推移しています。(図3、図4)

「通信販売」の相談内容は、「架空請求」、「<u>ワンクリック請求」</u>*に関する相談や通信 販売の返品に関する相談が多く見られ、特 に「架空請求」の増加が「通信販売」の増加 の主な要因となっています。

図3 販売購入形態別の相談件数

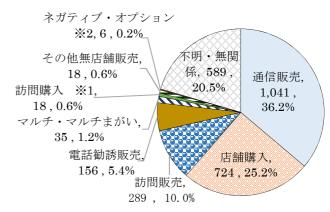
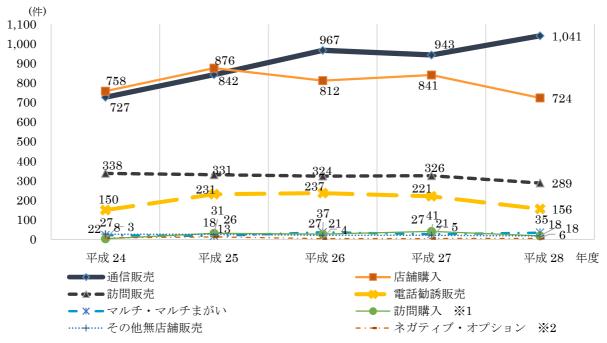


図4 販売購入形態別の相談件数の推移



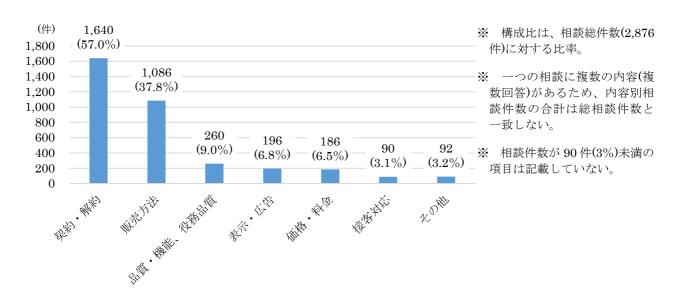
※1 「訪問購入」:業者等が消費者の自宅等において物品を購入する商法で、平成25年(2013年)2月に区分を新設。

※2 「ネガティブ・オプション(送り付け商法)」:注文していない商品を送り付け、無理に買わせる商法。

④ 内容別分類

内容別相談(複数回答)では、前年度と同様に「契約・解約」、「販売方法」の順に多く、平成25年度(2013年度)以降はいずれも1,000件を超え、長年、突出して多い傾向となっています。(図5)

図5 内容別の相談件数



⑤ 高齢者の相談状況

65 歳以上の高齢者の相談件数は 731 件あり、全 **表 2** 65 歳以上の相談件数 体の 25.4%を占め、年齢無回答者を除いた構成比 年 度 (2016) では 35.2%となっています。(表 2)

65 歳以上の相談状況は全体(全年代)の傾向とほぼ同様で、販売形態別の相談件数は、「通信販売」(232 件)、「店舗購入」(132 件)、「訪問販売」(118 件)、「電話勧誘販売」(82 件)の順に多くなっています。また、年齢無回答者を除いた「電話勧誘販売」の相

年度平成 28 (2016)相談件数(件)731構成比(%)25.4年齢無回答者を除く構成比(%)35.2

談件数(123 件)の約7割、「訪問販売」の相談件数(207 件)の約6割を65歳以上の相談が占めています。

主な相談内容(複数回答)も、「契約・解約」(389件)、「販売方法」(346件)の順に多くなっています。

商品・役務別の相談においても、「デジタルコンテンツ」、「アダルト情報サイト」の順に多く、これらに5番目の「その他のデジタルコンテンツ」を合わせた「デジタルコンテンツ類」で138件あり、65歳以上の相談件数の約2割を占めており、架空請求やワンクリック請求が主なものです。(表3)

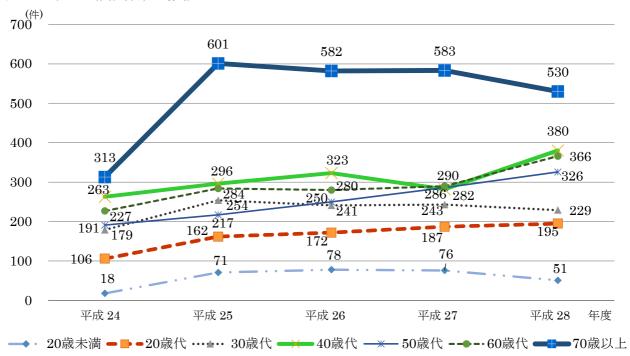
表3 高齢者の商品・役務(サービス)分類別の相談件数

| 順 | 内 容 | 平成28(2016) |
|----|--|------------|
| 1 | デジタルコンテンツ※1 (内容の特定できないサイト) | 75 |
| 2 | アダルト情報サイト※2 | 38 |
| 3 | 商品一般※4 | 37 |
| 4 | 光ファイバー | 27 |
| 5 | その他のデジタルコンテンツ※3 (アダルト情報を除く特定の情報サイトに関する相談) | 25 |
| 6 | 新聞 | 23 |
| 7 | フリーローン・サラ金 | 22 |
| 8 | 相談その他※5 | 21 |
| 9 | 役務その他サービス※6 | 19 |
| 10 | 社会保険※7 | 18 |

^{※1~6} 表1を参照。

^{※7} 主に健康保険に関する相談(還付金等詐欺)

図6 年代別相談件数の推移



(2) 特殊詐欺被害防止の取組み状況

還付金等詐欺を中心とした特殊詐欺*が多発したことから、庁内の各窓口における 還付金等詐欺の相談状況(97件/平成28年(2016年)12月~平成29年(2017年)3月) を毎月関係部局で情報共有し、市民に注意喚起をしたり、啓発チラシの配布や「くら しの安心メール」の配信等により被害の防止に努めています。さらに豊中警察署・豊 中南警察署等で構成する豊中市特殊詐欺被害防止対策連絡会議を設置し、連携して被 害防止に取り組んでいます。

(3)消費者教育の取組み状況

消費者教育については、豊中市の消費者のくらしを守る条例第8条※で規定し、生活情報センターくらしかんを拠点とし、幅広く消費者教育に係る事業を実施しています。悪質商法からの被害を未然に防止するための消費者啓発講座や街頭キャンペーン、安全で豊かなくらしのための消費生活情報紙の発行、小・中学生向けには消費者教育用副読本の配布、事前に登録された方へ消費者被害の情報をいち早くお届けする「くらしの安心メール」の配信などの啓発事業を行っています。

※ 豊中市の消費者のくらしを守る条例第8条

市は、消費者の自主的かつ合理的な行動を促進するため消費生活に関する知識の 普及及び情報の提供等啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域そ の他の様々な場を通じた消費生活に関する教育の充実等に努めるものとする。

4. 本市における消費者教育にかかる課題と計画策定の必要性

(1) 課題

消費者を取り巻く環境の変化や本市の消費生活相談状況から、犯罪性の高いもの と通常の取引でのトラブルの二つに大きく分かれます。

具体的には詐欺サイトや架空請求メール等の犯罪性の高いトラブルと、通常の取引である店舗購入等において、商品やサービスの内容をよく理解しないなど契約時の確認不足や基本的知識不足によるトラブルです。今後、高齢化率が上昇し、成年年齢の引き下げが実施されれば、高齢者や18歳前後を対象とした消費者トラブルの増加が危惧されます。

これらに対応するためには、トラブルに至らないよう未然防止を図ることが最も 重要です。契約の基本的事項や商品の安全等基礎知識についての啓発や情報提供・ 周知等の消費者教育の推進が求められています。また、消費者教育の推進にあたっ ては、年齢や消費者の特性への配慮、地域の見守り活動等、様々な主体と機会を通 じた連携・協働により、取り組むことが必要です。特に 18 歳前後や高齢者への消 費者教育の推進が喫緊の課題です。

(2) 計画策定の必要性

こうした課題を解決するためには消費者教育に関するこれまでの市の取組みを 体系的に整理するとともに、市民や、事業者、市民活動団体、関係機関と、総合的 かつ一体的に推進することが必要なため、本市の消費者教育推進計画を策定するも のです。併せて、策定にあたっては消費者市民社会の実現に向け、国や大阪府の消 費者教育に関する計画、第4次豊中市総合計画を踏まえたものとします。

5. 計画の期間

この計画の期間は、第4次豊中市総合計画と同様に、平成30年度(2018年度)を 初年度とし、10年後の平成39年度(2027年度)を最終年度とします。また、5年目 の平成34年度(2022年度)に計画の中間見直しを行うとともに、計画の期間内であ っても社会経済情勢が大きく変化した場合など、必要に応じて適宜計画の見直しを行 います。

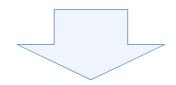
第2章 消費者教育推進計画の基本的な考え方と取組みの方向

1. 消費者教育推進計画の基本的な考え方とめざすべき姿

本市では、第4次豊中市総合計画の中で、消費者被害に対する相談体制の充実とと もに、消費者被害を未然に防止するための啓発・注意喚起の取組み及び<u>消費者市民社</u> 会*の構築に向けた消費者教育を継続して進めることとしています。

安全で安心な消費生活を送るためには、消費者自身が正確な知識や的確な判断力を 持ち、自主的かつ合理的に行動し、被害を避け、被害に遭った場合には適切に対処す る力を身に付ける必要があります。

このように自立した消費者を地域社会で育み、また自立が困難な人を見守っていくため、市民の自主的な活動や、地域の安全・安心な消費生活を支える活動を支援し、市民、事業者等多様な主体との協働による消費者教育を進めます。



くめざすべき姿>

学び、考え、行動する消費者を育み、 消費者市民社会の構築をめざします。

*「消費者市民社会」とは、

消費者が、お互いの違いを大事にしながら、地球のことや社会のこと、将来の世代のことを考えて行動することで、公正で持続可能な社会をつくっていくような社会をいい、消費者教育の推進に関する法律で規定されています。(参照:資料編(P44))

2. 消費者教育推進計画の体系的推進の取組みの方向

消費者は、誰でも、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で消費者教育を受ける機会が必要であることから、消費者教育が育むべき力を明らかにするとともに、学校・地域等の多様な場における取組みや消費者の特性に配慮した取組みに努め、国、地方公共団体、事業者、消費者自身を含めた多様な主体と連携・協働しながら、消費者教育を体系的に推進します。

(1)消費者教育が育むべき力

消費生活に関連する教育は幅広く多岐にわたることから、本市では、国の消費者 教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者教育が育むべき力を以下の4つ の領域に区分し、消費者教育を推進します。

① 消費者市民社会の構築に関する領域

自らの消費が社会、環境等の様々な分野に関わり、他者に影響を及ぼしていることを理解し適切な商品やサービスを選択できる力や、持続可能な社会の実現に向けて多くの人々と協力・協働して、消費生活に関する諸課題解決のために行動できる力を身に付けることをめざします。

具体的には、エコ・省エネ・省資源等の環境に配慮した行動や防犯・防災・災害時の助け合いの行動、フェアトレード商品の購入など、倫理的消費(エシカル消費)を意識した行動ができる力のことです。

② 商品やサービス等の安全に関する領域

商品やサービス等の情報収集に努め、内在する危険を予見し、安全性に関する 表示等を確認し、危険を回避するとともに、事故や危害が生じた時には、補償や 改善、再発防止を求めて適切に行動できる力を身に付けることをめざします。

具体的には、食品や家電製品等の商品のラベル、マークや説明書等を理解し、 商品等に潜む危険を避けるように注意して行動ができる力のことです。

③ 生活の管理と契約に関する領域

適切な情報収集と選択による、将来を見通した自らの生活の管理と健全な家計 運営を行い、契約の意味を正しく理解し、違法・不公正な取引や勧誘に気づき、 トラブルに対して回避や対処できる力を身に付けることをめざします。

具体的には、健康や衣食住などの商品情報等の収集により選択し、収支のバランスを考えた金銭管理や契約についての理解等を深め、事業者と交渉したり、消費生活センターへ相談するなどの行動ができる力のことです。

④ 情報とメディアに関する領域

高度情報化社会における情報や通信技術の重要性、個人情報管理、知的財産保護等について理解し、情報の収集・発信により消費生活の向上に役立て、メディア等をうのみにせず判断し、様々な情報を読み解き、活用できる力を身に付けることをめざします。

具体的には、スマートフォンなどの情報機器の利便性及びリスクを知り、適切に使う技術を身に付けるとともに、情報を正しく活用してインターネット上のトラブルに対応できる力のことです。

(2) 多様な場における取組み及び消費者の特性に配慮した取組みの実施

消費者が全ての<u>ライフステージ</u>*において、消費者として求められる諸能力を身に付けるとともに、年齢を重ねるごとに、より主体性を発揮し、自立した消費生活が送れるよう、各ライフステージなどの特性に配慮しながら、多様な場における消費者教育の推進を図ります。

特に、成年年齢の引き下げが実施されれば、18 歳前後の世代に対する消費者教育の重要性が増すとともに、高齢化率の上昇に伴い高齢者を狙った詐欺被害やトラブルが増加していることから、これらの世代への消費者教育を重点的に進めていく必要があります。(第1章1.(1)(2)、4.(1)を参照)

① 多様な場における取組みの方向

(i) 学校における取組み

(就学前、小学校・中学校・高等学校、大学等)

学校(就学前・小学校・中学校・高等学校)等において、それぞれの発達段階に応じた消費者教育を進めます。また、高等学校、大学等における消費者教育は、大阪府、大学等と連携を図ります。

(ii) 地域における取組み

地域においては、地域で活動する様々な市民活動団体等と連携し、高齢者、若者、子育で中の保護者等向けの消費者教育を 進めます。

(iii)家庭における取組み

家庭においては、幼い子どもの頃から親等の保護者により消費者教育を行うことができます。家族間で消費生活情報の共有や自学自習に取り組めるよう、家庭で活用できる情報の提供等により、消費者教育を進めます。

(iv) 職域における取組み

職域においては、事業活動における消費者への配慮や、従業員へ の消費者教育の取組みが、事業者の社会的責任からも重要です。事 業者に対して消費生活情報の提供等により消費者教育を進めます。

② 消費者の特性に配慮した取組みの方向

高齢や病気・障害等により判断力が不十分となっていたり、外国から移住し日本の消費生活情報が不足していることなどによって、消費者被害に遭いやすい人に対して、地域のネットワークを活かし、市民活動団体等と協働して、見守り活動を行っていきます。また各種相談・支援窓口への消費生活情報の提供・共有に取り組みます。

協

働の-

充

(3) 多様な主体との連携・協働

体系的な消費者教育の取組みを推進していくためには、各種相談・支援窓口や関係機関等の多様な主体と連携・協働し、様々な機会を通じて取り組んでいく必要があります。

① 国、大阪府等との連携・協働

国や国民生活センターからの全国的なネットワークを活かした消費生活情報の活用や、広域的な視点で市町村の取組みを支援する大阪府との連携を図り、国、大阪府との役割分担を図りながら、消費者教育に取り組みます。

また、特殊詐欺被害防止対策の取組みなど大阪府警察等と連携・協働し、消費者被害防止の啓発に取り組みます。

② 消費者行政と他の専門行政との連携・協働

これまでも各部署において消費者教育の取組みを進めていますが、消費者教育の観点から相互の連携を強化し、より効果的な消費者教育に取り組みます。学校においては、技術・家庭科等の先生との意見交換や消費生活情報の提供を積極的に行います。

また、判断力が不十分となっている人など、見守りを必要とする人の消費者被害を防ぐため、その生活を支援する福祉関係各課との連携はもとより、関係各課へ消費生活情報を提供し、きめ細かな対応ができるよう連携を図ります。

③ 市と消費者団体、事業者団体等との連携・協働

本市では、生活情報センターくらしかんを拠点に、消費生活情報や活動の場を消費者団体等に提供することにより、市民の自主的な消費者活動を支援するとともに、消費者団体等との協働による消費者啓発事業を行い、消費者教育に取り組みます。

また、当事者である消費者自身や、消費者団体をはじめとする地域の市民活動団体、商品・サービス等を提供する立場の事業者団体等と相互に消費生活情報の提供・共有をすることで、自立した消費者を地域社会で育み、また自立が困難な人を見守っていきます。

特に、見守りを必要とする人が消費者トラブルに遭うことが多くなっていることから、<u>消費者安全確保地域協議会</u>*を設置し、地域の福祉ネットワーク構成員への消費生活情報の提供に取り組みます。

3. 消費者教育推進計画の基本的な考え方と取組みの方向のまとめ

【基本的な考え方】

消費者被害を未然に防止するための啓発・注意喚起の取組み及び消費者 市民社会の構築に向けた消費者教育を継続して進めます。

【体系的推進の取組みの方向】

- (1) 消費者教育が育むべき力
 - ① 消費者市民社会の構築に関する領域
 - ② 商品やサービス等の安全に関する領域
 - ③ 生活の管理と契約に関する領域
 - ④ 情報とメディアに関する領域
- (2) 多様な場における取組み及び消費者の特性に配慮した取組みの実施
 - ① 多様な場における取組みの方向
 - (i) 学校における取組み(就学前、小学校・中学校・高等学校、大学等)
 - (ii) 地域における取組み
 - (iii) 家庭における取組み
 - (iv) 職域における取組み
 - ② 消費者の特性に配慮した取組みの方向
- (3) 多様な主体との連携・協働
 - ① 国、大阪府等との連携・協働
 - ② 消費者行政と他の専門行政との連携・協働
 - ③ 市と消費者団体、事業者団体等との連携・協働

【重点取組み】

- ☆ 18歳前後の若者世代への消費者教育の推進
- ☆ 65 歳以上の高齢者世代への消費者教育の推進
- ☆ 各種相談·支援窓口や関係機関等との連携·協働の充実

〈めざすべき姿〉

学び、考え、行動する消費者を育み、 消費者市民社会の構築をめざします。

第3章 消費者教育推進計画の取組み体系

1. 本市における消費者教育の取組み状況

消費者教育に関する事業は、くらし支援課(生活情報センターくらしかん)を始め、全庁的に取り組まれていることから、平成28年(2016年)12月及び平成29年(2017年)6月に「消費者教育に関する取り組み状況の調査」を行ったところ、消費者教育が育むべき各領域において幅広い年代を対象に様々実施されていました。

くらし支援課では、消費者啓発事業として、消費生活セミナーの開催や小学生・中学生を対象とした「くらしのノート」の発行、くらしのひろば(移動消費者教室)等を実施しています。

さらに消費生活情報の提供では、「くらしの情報」の配布や「くらしの安心メール」 を配信し、消費者活動支援事業では、市民との協働による「生活情報ひろば事業」や 「くらしかん祭り」を行っています。

くらし支援課以外の各部署における各領域での取組みとしては、消費者市民社会の 構築の領域で、環境学習の推進やごみ減量普及啓発事業、<u>市民活動情報サロン</u>*主催 事業等を実施しています。

商品等の安全の領域では、食品衛生事業や薬物乱用防止啓発等を行い、幼児や保護 者向けには健康教育出前教室等を実施しています。

生活の管理と契約の領域では、健康づくり計画の推進事業や成年後見制度利用支援 事業、市民後見人事業等を行っています。

情報とメディアの領域では、図書館司書による情報活用講座を行っています。

また、学校等での取組みとして、認定こども園では「こども園教育・保育要領」に基づき、小学校・中学校では「学習指導要領」及び「豊中市教育指導要項」に基づいて、消費者教育を行っています。

2. 消費者教育推進計画の取組み体系

「第2章の消費者教育推進計画策定における基本的考え方及び取組みの方向」に沿って、消費者教育が育むべき力(領域)について、多様な主体との連携・協働により、多様な場及び消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の取組みを行っていきます。取組みの内容や所管、連携・協働等の詳細については、資料編(P35~41)に掲載しています。

※ □ の枠内は、重点取組みを表しています。

- (1) 多様な場における取組み
- ① 学校(就学前、小学校・中学校・高等学校、大学等)における取組み
 - (i) 就学前

国の「こども園教育・保育要領」において、設定されているねらいや内容等を基本に日々の保育・教育の中で実践し、消費者教育を推進します。今後も、子どもの健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培い、園児の生活全体が豊かなものとなるように取り組んでいきます。

就学前は、幼児の身近な大人の影響が大きいため、保護者や先生に対しての働きかけが重要であり、子どもの事故や食育等に関する情報について発信します。

<主な取組み>

食品ロス削減をテーマにした絵本「きょうのきゅうしょくな~にかな」や「とよなか食品ロス・ゼロハンドブック vol.2」をこども園等で配布

(参照:資料編 P36 No.8)





【新規取組み】

子育て支援部局等と連携し、就学前の子ども及びその保護者への消費生活情報の提供等の実施

(参照:資料編P41 No.1)

(ii) 小学校·中学校·高等学校

学校における消費者教育は、小学校・中学校・高等学校の学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に応じて行われています。

小学生期は、物やお金の大切さに気づき、計画的な使い方を考え始めるなど、 主体的な行動をとり、消費者としての素地が形成される大切な時期です。スマートフォン等の情報機器を使い始めることもあり、オンラインゲームなどによる消費者トラブルの低年齢化もみられます。

中学生期・高校生期は、行動範囲も広がります。消費者として主体的な判断力やトラブルに遭わないだけでなく、自らが加害者にならないための知識も身に付ける時期です。また、SNS等を積極的に利用することによるトラブルに遭うことが多くなっており、こうしたトラブルの未然防止には、情報機器の活用法及びリスクを学ぶ必要があります。

小学校や中学校における消費者教育を支援するため、学校教員が活用しやすい 出前講座や学校教員を対象にしたセミナー、消費者教育用副読本の配布を実施す るとともに、様々な機会を通じて消費生活情報の提供等に取り組みます。

また、高等学校においては、大阪府と連携を図り、情報交換・共有を進め、 情報提供に取り組みます。

<主な取組み>

【拡充取組み】

消費者教育用副読本「くらしのノート」を学校の状況に一層きめ細やかに 対応できるよう内容を精査し、その「くらしのノート」を活用した 小学5・6年生及び中学生向けの消費者教育出前教室の実施

(参照:資料編 P36 No.11、P37 No.12)





小・中学校で消費者教育を担う技術・家庭科教員 向けの「くらしの教員セミナー」の実施

(参照:資料編 P36 No.11)



【重点・新規取組み】高等学校への消費生活情報の提供等の実施

(参照:資料編P41 No.1)

(iii) 大学等

大学等の時期は、アルバイトで収入を得るなど社会との関わりが大きくなる一方で、社会経験が浅いため、悪質商法等による消費者トラブルに遭いやすい時期です。また、成年と未成年が混在し、消費者の権利と責任が大きく変化する時期にあります。大学生等が一人の消費者として責任ある行動がとれるよう、大学等と連携した取組みを実施します。

<主な取組み>

【重点・新規取組み】大学等での消費生活情報の提供や消費者教育出前教室等の実施

(参照:資料編 P41 No.1~2)

消費者被害防止啓発パンフレットの成人式等のイベントでの配布

(参照:資料編 P37 №12)

② 地域における取組み

精神的、経済的に自立し、社会に与える影響が大きくなる成人は、消費者市民社会の構築に向け、積極的に行動することが望まれており、高齢者、若者、子育て中の保護者等向けの消費者教育に取り組みます。

また、市民活動団体の消費生活に関する活動への支援や、協働による消費者教育を推進するとともに、身近なところで学習の機会を得られるよう自治会等地域に出向いて、消費者啓発講座の実施に取り組みます。

この他、特殊詐欺被害防止のための情報提供や、判断力が不十分となっている 人など消費者被害に遭いやすい人に対して、地域のネットワークを活かし、見守 り活動を行う市民活動団体等と連携を図り、情報提供等に取り組みます。

<主な取組み>

【重点・拡充取組み】

老人クラブや自治会などの地域へ出向き、 契約トラブル等の啓発を行う移動消費者 教室「くらしのひろば」について、 新たな啓発対象者や回数を増やす等の 拡充を図りながら実施

(参照:資料編 P36 No.11)



【重点・新規取組み】就労希望者及び新規就労者向け消費者啓発講座等の実施

(参照:資料編 P41 No.2)

身近な消費者問題などについて学習する 消費生活セミナーの実施

(参照:資料編P36 No.11)



消費者団体との協働による消費者啓発講座等 (生活情報ひろば事業)の実施

(参照:資料編 P37 №13)





消費者団体との協働によるくらしかん祭りの実施 (参照:資料編 P37 No.13)

消費生活情報に関する「くらしの情報」の配布 (参照:資料編 P37 No.12)



生活関連物資課題調査の実施及び結果公表による情報提供

(参照:資料編 P37 №12)





くらしの研究発表会による消費者意見の発表 の場の提供と調査・研究結果の情報提供

(参照:資料編 P37 No.13)





市民活動情報サロン主催事業(市民公益活動団体による事業)の実施

(参照:資料編 P36 No.9)

食中毒予防啓発街頭キャンペーン等の食品衛生事業の実施

(参照:資料編P40 No.27)

食育プラスワンシートの配布や食育推進のための安心・安全ハンドブックの活用

(参照:資料編 P38 №20)

出前講座や子育てサロン等での健康教育を実施

(参照:資料編 P40 №.31)

③ 家庭における取組み

家庭では、幼い子どもの頃から親等の保護者の行動を手本に、自立した消費者行動がとれる力を身に付け、金銭管理や物を大切にするなど基本的な生活のルールを学びます。また、家庭には介護や見守りを必要とする家族がいることもあり、見守る立場に必要な消費生活情報を家族間で共有したり、学校などで学んだ知識を子どもたちが家庭での会話の中で保護者に伝えるといった形で、知識の共有を図る場でもあります。このことをふまえ、家庭における消費者教育のために、冊子の発行やホームページ、メール配信により様々な媒体を使い、情報提供を行います。

<主な取組み>

消費者被害の早期発見や予防と拡大防止のための「くらしの安心メール」の配信 (参照:資料編 P37 No.12)

消費者トラブル防止のための契約に関する情報などホームページでの情報提供

(参照:資料編P37 No.12)

消費生活情報に関する「くらしの情報」の配布(再掲)

(参照:資料編 P37 №.12)

母子健康手帳や冊子「お父さんになるあなたへ」による 子どもの事故予防啓発

(参照:資料編P40 No.32)



④ 職域における取組み

事業者には、消費者の声を活かした商品やサービスの開発・提供といった、事業活動における消費者への配慮を促し、公正かつ持続可能な社会の形成に事業者が積極的に参画することを働きかけていきます。

また、従業員も消費者の一員であることから、事業者が従業員へ行う研修の一環として消費者教育を行うことは、事業者の社会的責任の観点からも重要で有意義な取組みです。こうした事業者における取組みを支援するため、消費生活情報の提供等に取り組んでいきます。

加えて、既に消費者教育や地域での見守り活動などについて、積極的に取り組んでいる事業者に対しては、より情報共有を深め、連携・協働による取組みをさらに推し進めていきます。

<主な取組み>

【重点・拡充取組み】

事業者(新人従業員等)向け移動消費者教室「くらしのひろば」について、 新たな啓発対象者や回数を増やす等の拡充を図りながら実施

(参照:資料編P36 No.11)

【重点・拡充取組み】

介護保険事業者連絡会等、事業者との協働による地域の様々な見守り活動の 取組みに対する消費者トラブル等の消費生活情報の提供等について、 新たな啓発対象者や回数を増やす等の拡充を図りながら実施

(参照:資料編 P36 No.11)

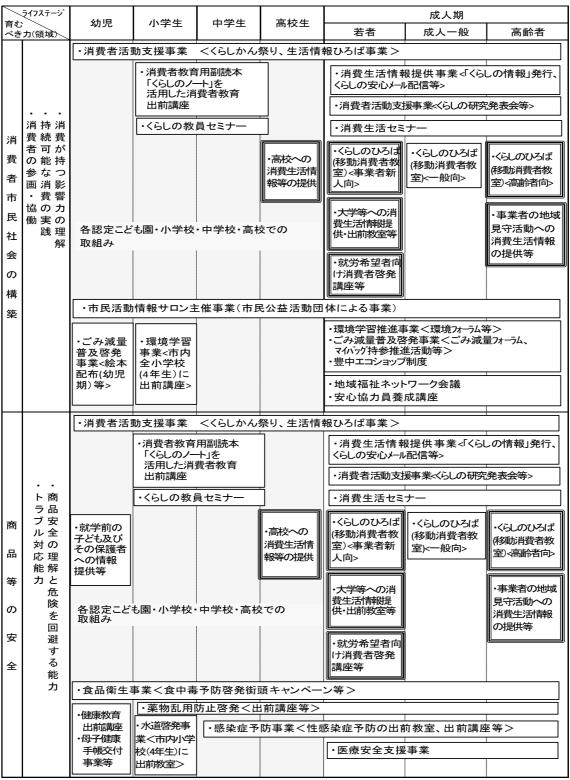
消費者・事業者の環境配慮活動の促進のための豊中エコショップ制度の実施 (参照:資料編 P36 No.8)

ごみの発生抑制及びごみの減量のためのマイバッグ持参推進に向けた周知・PR活動 (参照:資料編P36 No.8)

【取組み体系図】

国の「消費者教育の体系イメージマップ」(参照:資料編(P43))を参考に、多様な場における取組みを消費者教育の推進により消費者が育むべき力(4つの領域)とライフステージ別に、以下のとおり体系化しました。

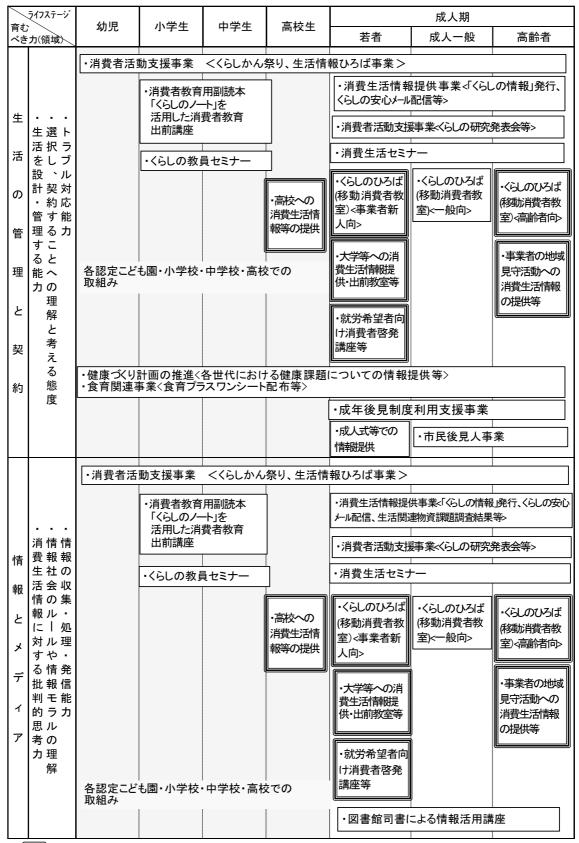
豊中市における消費者教育の主な取組み体系図(育むべき力(領域)とライフステージ別1)



※ の枠内は、重点取組みを表しています。また、図内の取組みは一例です。

^{※■}の部分は、各園・学校において学習指導要領等に基づき取り組まれています。 (P24 に、こども園、小・中学校の学習指導要領等の主な内容を抜粋しています。)

豊中市における消費者教育の主な取組み体系図(育むべき力(領域)とライフステージ別2)



^{※□}の枠内は、重点取組みを表しています。また、図内の取組みは一例です。

[※] の部分は、各園・学校において学習指導要領等に基づき取り組まれています。 (P24 に、こども園、小・中学校の学習指導要領等の主な内容を抜粋しています。)

こども園・学校における学習指導要領等

【こども園教育・保育要領より消費者教育に関わる主な内容を抜粋】

| ねらい | 内 容 |
|------|---|
| 健 康 | ・危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。 |
| 人間関係 | ・よいことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。・友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付き、守ろうとする。 |
| 環境 | ・生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心を持つ。 |

【学習指導要領より消費者教育に関わる主な内容を抜粋】

| 学校 | 教科 | 主 な 内 容 |
|-----|-------------------|--|
| | 社会科 | ・地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱う。 |
| 小学校 | 家庭科 | ・物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えること。 ・身近なものの選び方、買い方を考え、適切に購入できること。 ・自分の生活と身近な環境とのかかわりに気付き、物の使い方などを工夫できること。 |
| | 特別の 教科 (道徳) | ・節度を守り節制に心掛けること。・法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。 |
| | 社会科(公民) | ・社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義、法の意義。・契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせること。・金融などの仕組みや動き。・消費者の自立の支援なども含めた消費者行政。 |
| 中学校 | 技術· 家庭科 | ・自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること。 ・販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入ができること。 ・環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できること。 |
| | 特別の 教科 (道徳) | ・節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をすること。・法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。 |

(参考: 平成28年(2016年)6月消費者委員会「若年層を中心とした消費者教育の効果的な推進に関する提言」)

【現行の豊中市教育指導要項より消費者教育に関わる主な内容を抜粋】

| 基本方向 | 施策の展開 | 留 意 事 項 |
|------------------|----------------|--|
| 子どもたちの「人とつながり、未来 | <u>Ф</u> НД (С | 情報手段を活用し必要な情報を主体的に収集・選択・表現し発信できる能力等、情報社会に参画する態度を育成する教育活動を展開すること。 |
| を切り拓く力」を育みます。 | | 持続可能な社会の構築と未来の担い手として、世界の多様な文化・習慣を持つ 人々と理解し合って、友好的な関係を持つことのできる資質とコミュニケーション能力の育成に努めること。 |

(2)消費者の特性に配慮した取組み

高齢や病気・障害等により判断力が不十分となっていたり、情報が活用できなかったり、外国から移住し日本の消費生活情報が不足していることなどによって、消費者被害に遭いやすい人やその支援者を対象とした消費者教育に取り組みます。

高齢者は、「お金」「健康」「孤独」という不安に付け込まれ、悪質業者に狙われることがあります。孤立しがちな単身高齢者等に対して、地域の福祉ネットワーク等と連携し地域で支えあえるよう、市民活動団体等と協働し見守り活動を行っていきます。

併せて、高齢者や障害のある人等、外国人等の各種相談・支援窓口等で、契約の 基本や成年後見制度等の消費生活情報の提供・共有に取り組みます。

<主な取組み>

【重点・拡充取組み】

消費者安全確保地域協議会や特殊詐欺被害防止対策連絡会議のほか、 消費者教育推進計画連絡会議(仮称)等の新たな連携・協働の対象者や 回数を増やす等の拡充を図りながら実施

(参照:資料編 P36 No.11、P41 No.39)

消費生活情報紙「くらしの情報」の点字版の市内公共施設での配架

(参照:資料編 P37 №12)

安心サポーター養成講座(豊中市社会福祉協議会)での消費者教育の実施

(参照:資料編 P41 No.40)

地域福祉ネットワーク会議(豊中市社会福祉協議会)での消費者被害防止のための情報の提供

(参照:資料編 P36 No.11、P41 No.39)

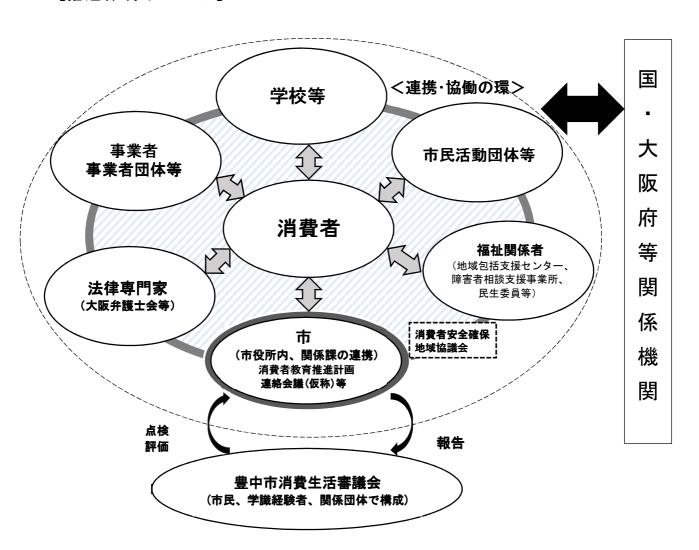
各種相談・支援窓口での消費者被害防止のための情報共有及び市民への情報提供 (参照:資料編 P37 No.12)

第4章 今後の消費者教育の計画的な推進

1. 推進体制

本市では、これまで各部局が個別に行っていた消費者教育に関する事業を、消費者 教育推進の観点から、総合的かつ一体的に推進していきます。消費者教育推進計画の 推進体制のイメージを以下のとおり示します。

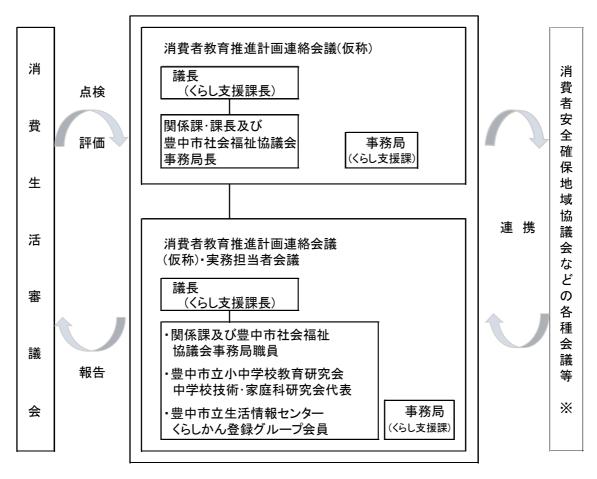
【推進体制イメージ】



2. 進行管理

庁内の関係部局等で構成する「豊中市消費者教育推進計画連絡会議(仮称)」を設置し、この連絡会議により庁内における消費者教育推進計画の進捗状況の確認や情報共有・交換を行い、その結果を豊中市消費生活審議会において点検・評価等をし、<u>PDCA(計画・実施・点検・改善)サイクル</u>*により計画を推進していきます。進行管理体制を以下のとおり示します。

【進行管理体制】



- ※ 消費者安全確保地域協議会などの各種会議等
 - 消費者安全確保地域協議会(地域包括ケアシステム推進総合会議)
 - 地域福祉ネットワーク会議
 - 〇 特殊詐欺被害防止対策連絡会議
 - 〇 介護保険事業者連絡会
 - 〇 各種市民活動団体等
 - くらしかん登録グループ
 - ・ 老人クラブ連合会

等

◇資料編

1. 豊中市消費者教育推進計画策定の経過

(1)消費生活審議会等における消費者教育推進計画策定に係る審議・検討経過 豊中市消費生活審議会及び豊中市消費者教育推進計画検討連絡会議、同連絡会議実務 担当者会議における消費者教育推進計画策定に係る審議・検討経過は以下のとおり。

| 実施日 | 調査・会議等 | 内容 |
|----------------------------------|--|--------------------------|
| 平成 28 年 (2016 年) 11 月 10 日 | 消費者教育推進計画策定のための講演会 (審議会及び連絡会議等委員対象) | 消費者教育のあり方について考える |
| 11月10日 | 平成 28 年度(2016 年度) 第 2 回消費生活審議会 | 消費者教育推進計画策定の諮問 について |
| 11月30日 | 平成 28 年度(2016 年度) 第 1 回消費者教育推進計画 検討連絡会議実務担当者会議 | 消費者教育推進計画の策定について |
| 平成 29 年 (2017 年) 1月19日 | 平成 28 年度(2016 年度) 第 1 回消費者教育推進計画 検討連絡会議 | 消費者教育推進計画の策定について |
| 2月23日 | 平成 28 年度(2016 年度) 第 3 回消費生活審議会 | 消費者教育推進計画の策定について |
| 5月24日 | 平成 29 年度(2017 年度) 第 1 回消費者教育推進計画 検討連絡会議実務担当者会議 | 消費者教育推進計画の策定について |
| 6月8日 | 平成 29 年度(2017 年度) 第 1 回消費者教育推進計画 検討連絡会議 | 消費者教育推進計画の策定について |
| 6月29日 | 平成 29 年度 (2017 年度) 第 1 回消費生活審議会 | 消費者教育推進計画の策定について |
| 8月23日 | 平成 29 年度(2017 年度) 第 2 回消費者教育推進計画 検討連絡会議実務担当者会議 | 消費者教育推進計画(素案)について |
| 8月30日 | 平成 29 年度 (2017 年度) 第 2 回消費者教育推進計画 検討連絡会議 | 消費者教育推進計画(素案)について |
| 9月20日 | 平成 29 年度(2017 年度) 第 2 回消費生活審議会 | 消費者教育推進計画(素案)について |
| 11月22日 | 平成 29 年度 (2017 年度) 第 3 回消費生活審議会 | 消費者教育推進計画(答申案)について |
| 12月13日 | 消費生活審議会からの答申 | 消費者教育推進計画の策定について (答申) |

(2) 豊中市消費生活審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、豊中市の消費者のくらしを守る条例(平成18年豊中市条例第43号)第11条第4項の規定に基づき、豊中市消費生活審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

- 第2条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 市民
 - (3) 消費者団体の代表
 - (4) 事業者の代表
 - (5) 関係行政機関の職員
- 2 前項第2号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(委員の任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、前条第1項第2号の委員を除き、再任されることができる。
- 3 市長は、特別の事情があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を 解嘱することができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長を置く。
 - 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
 - 3 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 第2条第1項第5号に掲げる者のうちから委嘱された委員に事故があるときは、 その職務を代理する者が議事に参与することができる。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民協働部くらし支援課において処理する。

(施行細目)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(3)豊中市消費生活審議会委員名簿(第6期)

平成 28 年 (2016 年) 11 月 1 日現在 〔敬称略〕

| 区 分(※1) | | 氏 名 | 役職等 |
|---------|---------------|----------|--|
| | 学識経験者 | 惣宇利 紀男 | 大阪市立大学名誉教授 (公財) 関西消費者協会理事長 |
| 1号 | 学識経験者 | 平田(健治 | 大阪大学大学院 教授 |
| | 学識経験者 | 西野 里奈 | 弁護士(大阪弁護士会所属) |
| 2号 | 市民 | 岩永 よし子 | 市民委員 |
| 3号 | 消費者団体の 代表 | 谷口 佳以子 | とよなか消費者協会会長 |
| | 事業者の代表 | 岸本 亙(※2) | 日本チェーンストア協会 (株式会社阪急オアシス執行役員) |
| 4号 | 事業者の代表 | 坂上 準(※2) | 日本チェーンストア協会 (株式会社阪急オアシス 総務経理部長兼品質保証部長)(※3) |
| | 事業者の代表 | 小早川 謙一 | 豊中商工会議所参与 |
| 5号 | 関係行政機関の 職員 | 濵本 慶一 | 大阪府消費生活センター所長 |

【任期】(平成28年(2016年)11月1日~平成30年(2018年)10月31日)

- (※1) 区分(1号~5号)は、豊中市消費生活審議会規則第2条第1項の各号
- (※2) 岸本 亙(任期:平成28年(2016年)11月1日~平成29年(2017年)3月31日) 坂上 準(任期:平成29年(2017年)4月1日~平成30年(2018年)10月31日)
- (※3) 平成29年(2017年)4月1日現在

(4) 豊中市消費者教育推進計画検討連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消費者教育の推進に関する法律(平成24年8月22日法律第61号)第10条第2項に規定する市町村消費者教育推進計画(以下「計画」という。)を検討するため、消費者教育推進計画検討連絡会議(以下「連絡会議」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

- 第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 計画の検討に関すること。
 - (2) 計画に係る施策等に関する情報交換や連携に関すること。
 - (3) その他、前条の目的を達成する事務に関すること。

(組織)

- 第3条 連絡会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。
- 2 議長は、市民協働部くらし支援課長の職にある者をもって充てる。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 連絡会議は、必要に応じて議長が招集する。
- 2 議長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(実務担当者会議)

- 第5条 計画に関し、具体的な施策の検討を行うため、連絡会議に実務担当者会議を置く。
- 2 実務担当者会議は、別表 2 に掲げる課及び関係機関に所属する者の中から、所属長の推薦を受けたもの及び別表 3 に掲げる者をもって充てる。
- 3 議長は、市民協働部くらし支援課長の職にある者をもって充てる。
- 4 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 実務担当者会議は、必要に応じて議長が招集する。
- 2 議長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 連絡会議及び実務担当者会議の庶務は、市民協働部くらし支援課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営等に必要な事項は別に定める。

別表1 連絡会議委員

| 市民協働部くらし支援課長 |
|--------------|
| 危機管理課長 |
| 人権政策課長 |
| 政策企画部広報広聴課長 |
| 環境部環境政策課長 |

| 市民協働部コミュニティ政策課長 |
|-----------------|
| 健康福祉部地域福祉課長 |
| 健康福祉部障害福祉課長 |
| 健康福祉部高齢者支援課長 |
| 健康福祉部保健所保健医療課長 |
| こども未来部こども政策課長 |
| 教育委員会事務局生涯学習課長 |
| 教育委員会事務局学校教育課長 |
| 教育委員会事務局児童生徒課長 |
| 豊中市社会福祉協議会事務局長 |
| |

別表 2 実務担当者会議委員

| 市民協働部くらし支援課 |
|----------------|
| 危機管理課 |
| 人権政策課 |
| 政策企画部広報広聴課 |
| 環境部環境政策課 |
| 市民協働部コミュニティ政策課 |
| 健康福祉部地域福祉課 |
| 健康福祉部障害福祉課 |
| 健康福祉部高齢者支援課 |
| 健康福祉部保健所保健医療課 |
| こども未来部こども政策課 |
| 教育委員会事務局生涯学習課 |
| 教育委員会事務局学校教育課 |
| 教育委員会事務局児童生徒課 |
| 豊中市社会福祉協議会 |

別表 3 実務担当者会議委員

豊中市立小中学校教育研究会中学校技術家庭科研究会代表 生活情報センターくらしかん登録グループ会員

2. 豊中市消費生活審議会 諮問・答申

(1) 諮問

平成 28 年 (2016 年) 11 月 10 日

豊中市消費生活審議会 会 長 様

豊中市長 淺利 敬一郎

諮問

豊中市消費者教育推進計画の策定について、審議会の意見を求めます。

諮問の趣旨

豊中市消費者教育推進計画の策定について

国では、昭和43年に「消費者保護基本法」が制定され、消費者の保護を通じて、消費者政策が展開されてきました。豊中市でも、昭和52年に、消費者保護行政に関する基本条例として「豊中市の消費者のくらしを守る基本条例」及び、その基本理念を具体化した「消費者の保護のための危害の防止、表示の適正化等に関する条例」を制定し、この2つの条例に基づき消費者行政を進めてきました。

その後、平成16年に「消費者保護基本法」が「消費者基本法」に改正され、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」が政策の基本におかれ、本市でも、「豊中市の消費者のくらしを守る基本条例」及び「消費者の保護のための危害の防止、表示の適正化等に関する条例」を廃止し、平成18年に、「豊中市の消費者のくらしを守る条例」を制定しました。

この条例では、グローバル化、高度情報通信社会の進展に伴い、消費者を取り巻く環境は 大きく変化し、消費生活と経済社会との関わりが多様化、複雑化する中で、消費者が自主的 かつ合理的に対応できるよう様々な場を通じて消費生活に関する教育の充実等に努めるも のとされています。一方で、平成24年には「消費者教育の推進に関する法律」が制定され、 基礎自治体における消費者教育推進計画の策定が努力義務とされています。

このような背景から、これまでの市の取組みを体系的に整理するとともに、消費者市民 社会の実現に向け、「消費者教育の推進に関する法律」の趣旨と「豊中市の消費者のくらし を守る条例」の理念を踏まえた消費者教育を総合的かつ一体的に推進していくため、本市 の実情に即した実効性のある「豊中市消費者教育推進計画」の策定に向け、計画でめざす べき目標や今後の取組み等について、貴審議会でのご審議をお願いするものです。

(2) 答申

平成29年(2017年)12月13日

豊中市長 淺利 敬一郎 様

豊中市消費生活審議会 会 長

豊中市消費者教育推進計画の策定について(答申)

平成28年(2016年)11月10日付で、諮問のあった豊中市消費者教育 推進計画の策定について、別紙「豊中市消費者教育推進計画素案」及び「同計画 素案(概要)」のとおり本審議会の意見を取りまとめましたので答申します。

※ 別紙は割愛

3. 豊中市における消費者教育の取組み実績(平成28年度(2016年度))

| | 事業名称 | | | 事業の内容 | 所管 | |
|-----|-----------------------|--|----|--|-------|-------|
| No. | (細事業名) | 事業の目的 | 向性 | (平成28年度実績) | 部局 | 課 |
| 1 | 広報とよなか等 の発行 | 市民生活に役立つ行政情報や必要な情報、市民・地域などの活動を分かりやすく伝え、市民の行政への参加・参画、協働を促すとともに市民と行政のコミュニケーションや信頼関係を深める。 | | 広報とよなかの発行 | 政策企画部 | 広報広聴課 |
| 2 | インターネットを 活用した情報発信等 | インターネットを活用して、行政情報 や地域情報を分かりやすく市民に伝え るとともに、市民の意見等を収集しな がら、双方向の情報受発信を行い、市 民と行政の信頼関係づくりをする。 | 継続 | ホームページや動画配信、ソーシャル メディアなどによる情報発信、電子 メールによる市民意見の収集 | 政策企画部 | 広報広聴課 |
| | | | 継続 | クルマ大集合(環境交通学習) (未実施) | | |
| | | あらゆる世代の市民一人ひとりが、人 | 継続 | 出前講座 (実施:1回 10人) | | 環 |
| 3 | 環境学習の推進 | 間と環境とのかかわりについて理解と | 継続 | 環境フォーラム (実施:1回 68名) | 環境部 | 境政策課 |
| | | | 継続 | 地球温暖化防止イベント (実施:1回 80人) | | |
| | | | 継続 | ESDセミナー (実施:2回 50人) | | |
| 4 | とよなか市民環境展 | 市民・事業者・行政の環境問題解決に 向けての取組みの発表と交流の場の提 供。 | 継続 | とよなか市民環境展 (実施:1回 3,085人) | 環境部 | 環境政策課 |
| 5 | 地球温暖化防止 地域計画の推進 | 豊中市地球温暖化防止地域計画(改定)に基づき、市民・事業者に向けた省エネ活動の普及啓発や省エネ機器の更新の支援、再生可能エネルギーの導入などを進め、市域の温室効果ガスの排出抑制を推進する。 | | 市民向け地球温暖化対策省エネ推進事業 | 環境部 | 環境政策課 |
| 6 | 環境交流センター 運営管理 | 市民・事業者へ環境に配慮した生活又 は行動を促進し、低炭素社会の実現及 び循環型社会の形成を図ることを目的 としています。 | 継続 | 環境交流センター運営管理 (来館者数:19,083人) | 環境部 | 環境政策課 |
| 7 | ごみ減量啓発事業 | 市民と協働して、ごみの分別や再資源化を進め、ごみの減量を促進します。 | 継続 | 環境学習(こども園・幼稚園30園、小学校41校)、出前講座(地域説明会10回) | 環境部 | 家庭ごみ |

| | 事業名称 | | 方 | 事業の内容 | 所 | 管 |
|-----|----------------|--|----|--|-------------|---------|
| No. | (細事業名) | 事業の目的 | 向性 | (平成28年度実績) | 部 局 | 課 |
| | | | 継続 | ごみ減量フォーラム:1回 93人 | | |
| | | | 継続 | エコクッキング講座:3回 49人 | | |
| 8 | ごみ減量 | 地域に密着した自主的なごみ減量・リ | 継続 | 絵本「きょうのきゅうしょくな~にかな」の発行:4,000冊 | 環 | 減量計 |
| 0 | 普及啓発事業 | サイクル活動の推進を図ります。 | 継続 | 「とよなか食品ロス・ゼロハンドブックvol.2」の発行:6,000冊 | 境部 | 画課 |
| | | | 継続 | マイバッグ持参推進活動等: 2回 | | |
| | | | 拡充 | 豊中エコショップの認定 年間認定店舗数:15店舗 | | |
| | | | 継続 | マンスリーサロン:12回 のべ113人 | | |
| | サロン主催事業 | 市民公益活動への参加者の増加及び市 民公益活動団体の自律的・継続的な発 展を支援します。 | 継続 | ステーション事業: 16団体 123回 541人 | 市民協働部 | コミュニティ政 |
| 9 | | | 継続 | ショーウィンドー展示:のべ23団体 | | |
| | | | 継続 | 交流促進事業:14回 1,508人 | <u>t</u> l) | 政策課 |
| | | | 継続 | マネジメント講座:9回 113人 | | |
| 10 | 多文化共生施策 の推進 | 「外国人のための多言語での相談サービス」として、外国人市民が地域で安心して生活できるよう、電話または面談による必要な情報の提供と相談サービスを行います。 | 継続 | 生活相談 191件 | 人権政策課 | 人権政策課 |
| | | | 継続 | 消費生活セミナー:2回80人 | | |
| | | くらしの中の身近な話題を通して消費 | 継続 | くらしの教員セミナー:2回21人 | | |
| 11 | 消費者啓発事業 | 者問題等について講座により啓発します。また、高齢者の消費者被害を未然に防止し、早期発見に向け、くらしの再建パーソナルサポート連絡会議、豊 | 継続 | 消費者月間行事:1回 700人 | 市民協働部 | くらし支援課 |
| 11 | 旧具石竹光尹来 | 中市ライフセーフティネット総合調整会議、地域福祉ネットワーク会議等で連携を図ります。 | 継続 | 学校における啓発事業:98回 3,714人 | | |
| | | | 継続 | くらしのひろば〈移動消費者教室〉: 11回 349人 出前教室〈広報広聴課受付〉:1回 8人 | | |
| | | | | 地域福祉ネットワーク会議 出席回数:14回 | | |

| | 事業名称 | ** ********************************** | | 事業の内容 | 所管 | |
|-----|-----------------------------|--|----|---|-------------|-------|
| No. | (細事業名) | 事業の目的 | 向性 | (平成28年度実績) | 部局 | 課 |
| | | 安全で豊かなくらしのための消費生活 情報誌(くらしの情報)等を発行し、 公共施設を拠点に配布するとともに、 | | くらしの情報:12,044部 | | |
| | 消費生活情報 | 示などについて、市内施設(販売業 者)を調査し、その内容を公表しま | 継続 | くらしの安心メール:32回 (平成28年度末配信登録者数974人) | 市民: | くらし |
| 12 | の提供事業 | | 継続 | 生活関連物資課題調査 | 協 働 部 | し支援課 |
| | | す。小・中学生向けには、消費者教育 用副読本を発行し、市内の中学校の新 1年生及び小学校の新5年生に配布し ます。 | 継続 | くらしのノート〈小学校新5年生〉: 4,100冊 新・くらしのノート-消費生活編- 〈中学校の新1年生〉: 4,200冊 | | |
| | | 消費者グループ等の活性化を図るため、くらしかんにおいて登録しているグループに対し、活動場所の提供、グ | 継続 | くらしの研究発表会4団体発表 60人 | 市 | < |
| 13 | 消費者活動 の支援事業 | ループ定例会の運営及び、活動の支援 (消費者問題調査研究助成<研究発表 会含む>)を行います。また、とよな | 継続 | くらしかん祭り 945人 | 民協働 | らし支援 |
| | | が相質有助会を核にしたくらしかん登録グループの自主企画・運営による市民への消費者啓発事業を行います。 | 継続 | 生活ひろば事業 講座69回 1,470人 リユースバザー10回 地産地消 12回 1,230人 | 部 | 課 |
| | | 認知症等の課題を抱えた高齢者の増加 に伴い、成年後見制度の必要性が高ま る中、市民感覚を活かした地域での支 え合い活動として、市民後見人の養 | 継続 | 大阪府と共同で市民後見人養成講座を 開催し、新たに8人の後見人バンク登 録者を確保した。 | 健康福祉部 | 地域福祉課 |
| 14 | 市民後見人事業 | 成・制度の周知、後見人就任後の支援 体制の確立に向けて、大阪府等と連携 して取り組みます。 また、高齢者・障害者の権利が守られ るよう、その福祉を図るために特に必 要がある場合には、市長申立により後 見の申し立てを行います。 | 継続 | 高齢者支援課、障害福祉課、福祉事務 所からの案件に基づいて成年後見等申 立審査会を開催し、市長申立が適当と 判断された案件については各課から家 庭裁判所に対し後見人の申立を行う。 平成28年度は21件の申立を行った。 | 健康福祉部 | 地域福祉課 |
| 15 | 地域福祉計画 推進事業 (健康福祉審議会) | 第3期地域福祉計画は、「誰もが互いに尊重しあい、安心して暮らすことのできる福祉コミュニティの実現」を理念とし、重点項目として福祉共育の推進を掲げ、地域での支え合いや共に生きることへの意識・文化の醸成を地はています。福祉に関する教育のしています。福祉に関する教育のしています。を対応ことが普段の生活の中で実は対していまちづくり、に寄与します。 | 継続 | 校長会や市社協主催の教職員向けボランティア体験研修において事業を周知。支援依頼のあった小中学校と共に授業構成を企画。4校で実施。 | 健康福祉部 | 地域福祉課 |

| | 事業名称 | | 方 | 事業の内容 | 所 | 管 |
|-----|--|---|----|---|---------------|---------|
| No. | (細事業名) | 事業の目的 | 向性 | (平成28年度実績) | 部局 | 課 |
| | 114 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 地域包括支援センターが主催する、介 | 継続 | 柴原地域包括支援センター 「くらしに潜む詐欺・悪質商法」 | 健 | 高松 |
| 16 | 地域包括支援 センター介護 予防地域教室 委託 | 護予防・認知症予防(認知症ケア)・ 高齢者虐待や成年後見制度等の権利擁 護といった高齢者の在宅生活の支援を 目的とするものに関する教室を実施す | 継続 | 千里地域包括支援センター 「消費者被害に気をつけよう」 | 康福祉部 | 齢者支援 |
| | | るもの。 | 継続 | 緑地地域包括支援センター 「悪質業者に気を付けて」 | цβ | 課 |
| | | | | 障害の状態や親族の状況などにより福祉を図るために特に必要と認められる時に市長申立てを行う。市長申立て件数:2件 | <i>t</i> r≠+ | 17-22-2 |
| 17 | 成年後見制度 利用支援事業 | 知的障害や精神障害のある人の権利が守られるよう、福祉を図るため。 | | 市町村長が後見、保佐人及び補助人を 選任した者についてその後見人の報酬 の全部又は一部を助成することにより 後見人等が適切な身上監護、財産管理 を行い、被後見人、被保佐人、被補助 人の日常生活の支援や福祉の向上、権 利擁護を図ることができるよう支援す る。 | 健康福祉部 | 障害福祉課 |
| 18 | 障害者相談支援事業 | 障害のある人等が、自立した日常生活または社会生活を営むことができることを目的に、障害のある人等の福祉に関する問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を図る。 | | 市内9か所の相談支援事業所に業務を 委託し、市民により近い地域で障害福 祉サービス利用等の相談支援を行う。 | 健康福祉部 | 障害福祉課 |
| 19 | 障害者基幹相談 支援センター事業 | 市域における相談支援体制の強化を図るため、障害者相談支援の拠点となる 基幹相談支援センターを設置し障害の ある人等が住み慣れた地域で生活を営むことができる環境の実現を目指す。 | 継続 | 障害のある人等の福祉に関する相談内容に応じて、必要な情報や助言、各種障害福祉サービスの利用や権利擁護のための援助を行う。また関係機関との連絡調整や個別対応のバックアップを行う。 | 健康福祉部 | 障害福祉課 |
| | | | 継続 | 食の育みフォーラム (0回0名) | | |
| | | | 継続 | 食育推進のための安全安心ハンド ブックⅡの活用 | | |
| 20 | 企 全間 油 車 坐 | 市民一人ひとりが生涯を通じて、健康で心豊かな生活ができるように「市民 | 継続 | 食品表示基準等に関する指導等 | 健康 | 保健医 |
| 20 | 食育関連事業 | 自らが食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる」ための食育を推進します。 | 継続 | 「うちのお店も健康づくり応援団の 店」の普及啓発 | · 福 祉 部 | 療課 |
| | | | 継続 | 食育プラスワンシートの作成・配布 | | |
| | | | 継続 | 小学生メニューコンテスト | | |

| | 事業名称 | | | 事業の内容 | 所管 | |
|-----|---|---|----|--|----------------|-------|
| No. | (細事業名) | 事業の目的 | 向性 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 部局 | 課 |
| 21 | 特定給食指導等事業 | 健康増進法に基づき特定多数人に対して継続的に食事を提供する施設に対して施設管理者及び給食関係者等に栄養改善の見地から必要な指導を行い、給食内容の向上を図るとともに、喫食者に対しても給食を通した健康づくりを推進します。 | 継続 | 特定給食施設等指導及び支援 | 健康福祉部 | 保健医療課 |
| | | | 継続 | 豊中市健康づくり計画の推進 | | |
| | | 妊娠(胎児)期から高年期まで、あらゆる世代の心と体の健康づくりの推進。 豊中市域の現状を踏まえ、各世代にお | 継続 | 受動喫煙防止対策 | | |
| 22 | 22 健康づくり計画 はる特徴的な健康課題 民への情報提供や健康 環境整備を推進するこ 習慣の改善など市民一 な取り組みを支援する して妊娠・出産・育児 くりの視点で取り組みで、生涯を通して心豊 | ける特徴的な健康課題等について、市 民への情報提供や健康づくりに必要な 環境整備を推進することにより、生活 習慣の改善など市民一人一人の自発的 な取り組みを支援するとともに、第 して妊娠・出産・育児ができる環境 くりの視点で取り組みを進めること で、生涯を通して心豊かに生活できる 活力ある社会の実現をめざします。 | 継続 | 市内禁煙治療・禁煙サポート実施医療機関調査 (1. 市内19病院のうち、①禁煙化状況:敷地内禁煙16施設、建物内禁煙16施設。②保険適用による禁煙治療提供している施設は3施設。(H28年度調査)) 2. 禁煙治療及び禁煙サポート実施医療機関調査:保険治療実施43施設、予定4施設。自費診療実施42施設、予定4施設(H28.4)) | 健康福祉部 | 保健医療課 |
| 23 | 自殺対策事業 | 自殺対策基本法の理念に基づき、総括 的かつ効果的な自殺対策を進め、関係 機関相互の連携や情報交換、情報の共 | 継続 | 自殺に関する知識等の普及啓発(予防 週間9月と強化月間3月に30施設にポス ター掲示、図書館貸出しレシートに啓 発記事印字、相談窓口一覧を5000部関 係機関45か所に配布等) | 健康福祉 | 保健医療 |
| | | 有化を図ることを目的とします。 | | 自殺予防のための人材育成事業(市職員対象 7回開催延べ220人、市民対象1回開催43人参加) | ^担 船 | 課 |
| 24 | 医療安全支援事業 | 市民が安心して医療を受けることができる体制を確保するとともに、医療の質の向上を図るために、医療機関、市民や患者に対し、医療安全に関する情報提供や啓発を行います。 | 継続 | 出前講座:0回 0人(未実施) | 健康福祉部 | 保健医療課 |
| 25 | 薬局等の許可 | 品質及び安全性の確保された医薬品、 医療機器の供給を通じ、市民の健康で 豊かな生活を支援します。薬局・薬剤 師を健康相談拠点とし、市民の健康意 | 継続 | 出前講座:13回 679人 | 健康福 | 保健医 |
| 20 | 届出・監視指導 | 識の向上を図ります。また、市民への 薬の正しい知識の普及を通じ、薬によ る健康被害の発生を防ぎ、市民の安心 安全を確保します。 | | 啓発キャンペーン:1回 395人 | 埋 | 療課 |
| 26 | 薬物乱用防止啓発 | 危険ドラッグ等の薬物の恐ろしさを市 民に伝えることにより、利用の拡大を | 継続 | 出前講座:12回 1,059人 | 健康福 | 保健医 |
| 26 | NO NA HRVINDATTION OF | 民に伝えることにより、乱用の拡大を未然に防止します。 | | 啓発キャンペーン:7回 5,600人 | 祉部 | 療課 |

| | 古光夕孙 | | 方 | 車米の内容 | 所管 | |
|-----|--|--|----|--|-------|-------|
| No. | 事業名称 (細事業名) | 事業の目的 | 向性 | 事業の内容 (平成28年度実績) | 部局 | 課 |
| | | | 継続 | 講習会49回 1441名 (事業者対象31回、消費者対象18回) | 健 | 衛 |
| 27 | 食品衛生事業 | 食品衛生及び食品表示の正しい知識を 普及し、食中毒等の食品による健康被 害発生の防止を図る。 | 継続 | 食中毒予防啓発街頭キャンペーン: 1回 1000名 | 康福祉部 | 生管理課 |
| | | | 継続 | リスクコミュニケーション:2回 34名 | 司) | 硃 |
| 28 | 感染症予防事業 | 性教育の中で、コンドームの話をする が、使用期限の確認、使用時の注意 点、保管方法の注意点等を説明し、安 全な使用についての知識普及。 | 継続 | 保健所の母子保健と一緒に中学校で性 教育を実施。 H28度は9件実施。 | 健康福祉部 | 保健予防課 |
| 29 | ブリーフ・ インターベンション 「HAPPY プログラム」 | アルコールによる健康被害の予防という、多量飲酒者自身が最も関心を寄せやすいテーマで対象者を幅広くとらえ、比較的気軽に介入に導入することにより、心身の健康回復とともにアルコール依存症の予防や早期発見と早期治療を促す。 | 拡充 | 3クール実施 (1クールにつき、3日間の連続講座と 1日のフォローアップ): 延べ35人 | 健康福祉部 | 保健予防課 |
| 30 | 出前講座 ①アルコール | ①アルコール依存症やアルコールによる健康被害について伝え、アルコール 依存症の予防や早期発見と早期治療を 促す。 | 継続 | ①アルコール連絡会:38人 | 健康福 | 保健予 |
| 30 | 健康障害関係 ②薬物依存関係 | ②処方薬依存を含む薬物依存の知識と 依存症者との関わり方について伝え る。 | | ②障害者支援事業所:14人 | 祉部 | 防課 |
| 31 | 健康教育 | 母子保健法に基づき、乳幼児に関する 教育事業を実施し、乳幼児の健全育成 をめざす。児童福祉法に基づき、身体 障害や小児慢性特定疾患、高度医療等 の乳幼児や児童とその家族に教育事業 を実施し、不安の解消や理解を深める 機会とする。 | 継続 | 健康教育 15回 281名 (延) | 健康福祉部 | 健康増進課 |
| 32 | 母子健康手帳 交付事業 | 母子健康手帳交付の機会を通じ、すべての妊産婦等と面接することにより個々の妊婦が持つ妊娠・出産・育児などに関る不安や悩みを把握し、必要な保健指導や諸サービスの紹介など援助を行う | 継続 | 母子健康手帳交付 3634名 | 健康福祉部 | 健康増進課 |
| 33 | 出前教室 | ・小学4年生及びその保護者を対象 に、水道水ができるまでの過程や、各 家庭に水道水が配られる仕組みを知 る。 ・水道水の安全性を知る | 継続 | 出前教室 38校 47回 3,241名 | 上下水道局 | 経営企画課 |
| 34 | 出前講座 | ・上下水道局の事業内容や、取組みを 説明し、質問にこたえながら関心や理 解を深める ・災害対策 ・飲み水ができるまで ・受水槽式給水から直結給水へ ・下水道の仕組みと降雨時の体制につ いて | 継続 | 災害対策 1回 20名 | 上下水道局 | 経営企画課 |

| | 事業名称 | | 方 | 事業の内容 | 所 | 管 |
|-----|---|---|----|--|--------------|----------|
| No. | (細事業名) | | | 向 (平成28年度実績) | | 課 |
| 35 | 出前講座 (図書館司書による 情報活用講座) | インターネットの情報があふれる今だからこそ、そこから信頼できる情報を選び取る力が必要であり、豊中市新聞記事見出し索引など、図書館に蓄積されているさまざまな情報源の活用法を解説する。 | 継続 | インターンシップ生・議員合同勉強会 (情報リテラシーを高めるための図書 館活用法) 1回 13人 | 事務局 教育委員会 | 読書振興課 |
| | | 子どもたちの未来を守る持続可能な資源循環型社会を構築するために、 ①保護者と一緒に参加できる施設見学 | 継続 | 施設見学会 (実施:6回 240人) | クリーン | 再資源 |
| 36 | 環境学習の推進 | 会や環境学習企画講座等の来館型環境啓発事業を行う。②こども園(私立の保育所。幼稚園も | 継続 | 市民講座 (実施:6回 109人) | | 源 • 搬 |
| | 含む) や学校など市民のところへ出か けていく出前講座による環境学習を行 う。 | | 継続 | 出前講座 (実施:64回 6,422人) | ランド | 入 課 |
| 37 | 課題別講座 | 市民に生涯学習や人権学習の機会を提供し、教養の向上・健康の増進・生きがいづくりなどを支援します。 | 継続 | 人権啓発事業 「高齢者をめぐる金融問題について」 (中央 1回 15人) | 教育委員会 | 中央公民館 |
| 38 | 公民分館事業 | 文化祭・体育祭などの行事や公民分館 講座の実施などをとおして、地域のす べての人を対象に、生涯学習、文化活 動、仲間づくりの場としての公民分館 活動を推進します。 | 継続 | 公民分館人権学習講座 「スマホやネットに潜む危険」 (2分館 2回 97人) | 教育委員会 | 中央公民館 |
| 39 | 地域福祉ネットワーク会議 | 誰もが住み慣れた地域で孤立することなく安心して暮らしていけるよう、支援を必要とする人の早期発見から支援につながるライフセーフティネットの構築を図るとともに、地域包括ケアシステムを全市的に推進します。 | 継続 | 地域福祉ネットワーク会議:14回 【再掲】 | 社会福祉協 | 地域福祉 |
| 40 | 安心協力員養成講座 | 地域で安心して暮らせるように、一人 | | 安心協力員養成研修 1回 | 議会 | 課 |

(参考) 新規取組みについて

| | | | 所 | 管 |
|---|-------------------|---|-----|-----|
| 事 | 業名称(細事業名) | 事業の内容 | | 課 |
| | | 子育て支援部局等と連携し、就学前の子どもの保護者への消費生活情報の提供等を実施 | | |
| 1 | 消費生活情報 の提供事業 | 消費生活情報 の提供事業 高等学校への消費生活情報の提供等の実施 | | くらり |
| | | 大学等での消費生活情報の提供や消費者教育出前教室等の実施 | 民協働 | 支援 |
| 2 | 心弗老政双重光 | 就労希望者向け消費者啓発講座等の実施 | 部 | 誤 |
| 2 | 消費者啓発事業 | 大学等での消費生活情報の提供や消費者教育出前教室等の実施(再掲) | | |

4. 参考資料

(1) 消費者教育の育むべき力(消費者教育の推進に関する基本的な方針より抜粋)

① 消費者市民社会の構築に関する領域

- ア 自らの消費が環境、経済、社会及び文化等の幅広い分野において、他者に影響 を及ぼし得るものであることを理解し、適切な商品やサービスを選択できる力
- イ 持続可能な社会の必要性に気づき、その実現に向けて多くの人々と協力して取り組むことができる力
- ウ 消費者が、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、主体 的に社会参画することの重要性を理解し、他者と協働して消費生活に関連する 諸課題の解決のために行動できる力
- エ ア~ウに準じたもの

② 商品等やサービスの安全に関する領域

- ア 商品等やサービスの情報収集に努め、内在する危険を予見し、安全性に関する 表示等を確認し、危険を回避できる力
- イ 商品等やサービスによる事故・危害が生じた際に、事業者に対して補償や改善、再発防止を求めて適切な行動をとることができる力

③ 生活の管理と契約に関する領域

- ア 適切な情報収集と選択による、将来を見通した意思決定に基づき、自らの生活 の管理と健全な家計運営をすることができる力
- イ 契約締結による権利や義務を明確に理解でき、違法・不公正な取引や勧誘に気づき、トラブルの回避や事業者等に対して補償、改善、再発防止を求めて適切な行動をとることができる力

④ 情報とメディアに関する領域

- ア 高度情報化社会における情報や通信技術の重要性を理解し、情報の収集・発信 により消費生活の向上に役立てることができる力
- イ 情報、メディアを批判的に吟味して適切な行動をとるとともに、個人情報管理や 知的財産保護等、様々な情報を読み解く力を身に付け、活用できる力

(2) 消費者教育の体系イメージマップ

消費者教育の内容について、多様な担い手が共通認識を作る道具となるとともに、自立し、消費者市民社会を形成する消費者になるために、どのような時期に、どのような内容を 身に付けていくことが求められるのかを一覧できるよう、消費者庁の「消費者教育推進のための体系的プログラム研究会」で作成されたもの。<消費者庁ホームページェり>

| は一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では | | 消費者の行動が環境、経 済、社会に与える影響に 配慮することの大切さを伝 え合おう | 特様可能な社会に役立つ ライフスタイルについて伝 え合おう | 支え合いながら協働して 消費者問題その他の社会 課題を解決し、公正な社 金をつくろう | 安全で危険の少ないくらし の大切さを伝え合おう | 支え合いながらトラブル解 決の法律や制度、相談機 関を利用しよう | 契約トラブルに遭遇しない 暮らしの知恵を伝え合おう | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 支え合いながら情報と情報と情報技術を適切に利用しよ う | 女え合いながら、トラブル が少なく、情報モラルが守 られる情報社会をつくろう | 支え合いながら消費生活 情報を上手に取り入れよ う |
|--|--|---|---|--|---|--|---|---|--|--|--|
| 成人一般 | 精神的、経済的に自立 し、消費者市民社会の 構築に、様々な人々と 協働し取り組む時期 | 生産・流通・消費・廃棄が 環境、経済、社会に与える 影響に配慮して行動しよう | 持続可能な社会を目指し たライフスタイルを実践し よう | 地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう | 安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくろう | トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しやすい社会をつくろう | 契約とそのルールを理解 し、くらしに活かそう | 経済社会の変化に対応し 生涯を見通した計画的な くらしをしよう | 情報と情報技術を適切に 利用するくらしをしよう | トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう | 消費生活情報を主体的に 評価して行動しよう |
| 特门若奢 | 生活において自立を進 め、消費生活のスタイ ルや価値観を確立し自 らの行動を始める時期 | 生産・流通・消費・廃棄が 環境、経済、社会に与える 影響を考える習慣を身に 付けよう | 特様可能な社会を目指し たライフスタイルを探そう | 消費者問題その他の社会 課題の解決や、公正な社 会の形成に向けた行動の 場を広げよう | 安全で危険の少ないべらし 方をする習慣を付けよう | トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する 習慣を付けよう | 契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう | 生涯を見通した計画的な くらしを目指して、生活数 計・管理を実践しよう | 情報と情報技術を適切に 利用する習慣を身に付け よう | 情報社会のルールや情報 モラルを守る習慣を付け よう | 消費生活情報を主体的に 吟味する習慣を付けよう |
| 高校生期 | 生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会 的責任を理解し、主体的 な判断が望まれる時期 | 生産・流通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考えよう | 特機可能な社会を目指して、 ライフスタイルを考えよう | 身近な消費者問題及び社 会課題の解決や、公正な社 会の形成に協働して取り組 むことの重要性を理解しよう | 安全で危険の少ないべらし と消費社会を目指すことの 大切さを理解しよう | トラブル解決の法律や制度、 相談機関の利用法を知ろう | 適切な意思決定に基づいて行動しよう で行動しよう 契約とそのルールの活用に ついて理解しよう | 主体的に生活設計を立てて みよう 生涯を見適した生活経済の 管理や計画を考えよう | 情報と情報技術の適切な 利用法や、国内だけでなく 国際社会との関係を考えよ う | 望ましい情報社会のあり方 や、情報モラル、セキュリ ティについて考えよう | 消費生活情報を評価、選択 の方法について学び、社会 との関連を理解しよう |
| 中学生期 | 行動の範囲が広がり、 権利と責任を理解し、 トラブル解決方法の 理解が望まれる時期 | 消費者の行動が環境や 経済に与える影響を考え よう | 消費生活が環境に与える 影響を考え、環境に配慮 した生活を実践しよう | 身近な消費者問題及び 社会課題の解決や、公正 な社会の形成について考 えよう | 危険を回避し、物を安全 に使う手段を知り、使おう | 販売方法の特徴を知り、 トラブル解決の法律や制 度、相談機関を知ろう | 商品を適切に選択すると ともに、契約とそのルー ルを知り、よりよい契約の 仕方を考えよう | 消費に関する生活管理の 技能を活用しよう 買い物や貯金を計画的に しよう | 消費生活に関する情報の 収集と発信の技能を身に 付けよう | 著作権や発信した情報へ の責任を知ろう | 消費生活情報の評価、選 択の方法について学び、 意思決定の大切さ知ろう |
| 小学生期 | 主体的な行動、社会や 環境への興味を通して、 消費者としての素地の 形成が望まれる時期 | 消費をかぐる物と金銭の 流れを考えよう | 自分の生活と身近な環境 とのかかわりに気づき、物 の使い方などを工夫しよう | 身近な消費者問題に目を 向けよう | 危険を回避し、物を安全 に使う手がかりを知ろう | 困ったことがあったら身近 な人に相談しよう | 物の選び方、買い方を考え適切に購入しよう れ適切に購入しよう 約束やきまりの大切さを 知り、考えよう | 物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えよう おい違いを考えて使おう | 消費に関する情報の集め 方や活用の仕方を知ろう | 自分や知人の個人情報を 守るなど、情報モラルを知 ろう | 消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知ろう |
| 幼児期 | 様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期 | おつかいや買い物に関心を持とう | 身の回りのものを大切に しよう | 協力することの大切さを知 ろう | くらしの中の危険や、もの の安全な使い方に気づこ う | 困ったことがあったら身近 な人に伝えよう | 約束やきまりを守ろう | 欲しいものがあったときは、 よく考え、時には我慢する ことをおぼえよう | 身の回りのさまざまな情 報に気づこう | 自分や家族を大切にしよう | 身の回りの情報から「な ぜ」「どうして」を考えよう |
| | 各期の特徴領域 | 消費がもつ 影響力の理解 | 持続可能な 消費の実践 | 消費者の参画・ 協働 | 商品安全の理 解と危険を回 避する能力 | トラブル対応能力 | 選択し、契約することへの理解と考える態度 | 生活を設計·管理する能力 | 情報の収集・処理・発信能力 | 情報社会の ルールや情報 モラルの理解 | 消費生活情報 に対する批判的 思考力 |
| | | | 市民社会の | S権锹 | 商品等の金 | ४ ₩ | 生活の管理 | と契約 | f | 裁シメディ | P |

* 用語解説(50音順)

SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス Social Networking Service)

自己のプロフィールを登録・公開することで、インターネット上において友人や知人等とつながり、交流できるウェブサイト・サービスのこと。代表的なものとしては、フェイスブックやツイッター、ラインなど。

オンラインゲーム

スマートフォンやパソコン等によりインターネット上で遊ぶゲーム。

架空請求(または架空請求メール)

実際には利用していないサービスの利用料金等について、電子メール等の手段により、不 特定多数の者を対象として金銭を支払わせようとする手口。

市民活動情報サロン

市民ボランティアや市民活動団体、また、これから活動をはじめようとする人やグループを応援する市の施設。

消費者安全確保地域協議会

高齢や障害、病気等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携する会議。豊中市では、既存の見守りシステムである豊中市地域包括ケアシステム推進総合会議を、平成29年(2017年)4月1日に豊中市消費者安全確保地域協議会として位置づけた。

消費者教育

「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)及びこれに準ずる啓発活動」(消費者教育の推進に関する法律第2条第1項抜粋)

消費者市民社会

「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に関与する社会」(消費者教育の推進に関する法律第2条第2項抜粋)

言いかえると、消費者が、お互いの違いを大事にしながら、地球のことや社会のこと、将来 の世代のことを考えて行動することで、公正で持続可能な社会をつくっていくような社会。

成年年齢の引き下げの検討

成年年齢の引き下げに係る民法改正の検討経過は以下のとおり。

・平成21年(2009年)、法制審議会から法務大臣に「民法が定める成年年齢を18歳に引き下げ

るのが適当である。ただし、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ 等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である。引き下げる具体的時期に ついては、関係施策の効果等の若年者を中心とする国民への浸透の程度やそれについての 国民の意識を踏まえた、国会の判断に委ねるのが相当である。」とする答申が出された。

- ・平成27年(2015年)、公職選挙法の改正で、選挙権年齢が18歳に引き下げられた。
- ・平成30年(2018年) 3月、「成年年齢の引下げ等に関する民法改正案」及び「消費者契約法改正 案」が閣議決定され、国会で審議予定。

特殊詐欺

面識のない不特定の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込みその他の方法により、現金等をだまし取る詐欺で、振り込め詐欺(オレオレ詐欺、架空請求詐欺等)及び振り込め詐欺以外の特殊詐欺(金融商品等取引名目の特殊詐欺、異性との交際あっせん名目の特殊詐欺等)を総称したもの。(警察庁ホームページより)

ピーディーシーエイ PDCAサイクル

Plan (計画)を立てて、Do (実施) した結果を、Check (点検) し、Action (改善) する、継続的改善を目的としたしくみ。

ライフステージ

年齢にともなって変化する生活スタイルや生活段階。人生における出生から就学、就職、 結婚、出産、子育て、退職など人生の節目によって変わる生活スタイルや幼児期・小学生 期・中学生期・高校生期・成人期などのそれぞれの段階。

倫理的消費(エシカル消費)

エシカルとは道徳的・倫理的という意味で、倫理的消費とは地域の活性化や雇用などを含む、 人や環境、社会に配慮した消費行動です(消費者基本計画より)。言い換えると、消費者それぞれの各自にとっての社会的課題の課題を解決したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。具体的には以下のようなもの。

- ・「環境に配慮」した消費活動
 - 省エネルギーのために、電気・石油・ガソリン等の使用や、エネルギー資源を使った製品・ ごみとなり易いものの購入を控えるとともに、廃棄時にはリユース(再使用)やリサイクル (再生利用)を徹底することなどにより、環境の負荷の低減を考えて行う消費活動。
- ・フェアトレード商品の購入

立場の弱い発展途上国の生産者や労働者の生活改善と自立をめざす公平な貿易により、途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入すること。

ワンクリック請求

メールやホームページにおいて、明確な説明がなかったり、または事実と異なる説明によりクリックしただけで、アダルトサイトなどのリンク先において即座に「契約完了」や「料金請求」となった内容を表示させるなどして金銭を払わせようとする手口。



◆発行:豊中市市民協働部くらし支援課 〒560-0022 豊中市北桜塚2丁目2番1号

TEL: 06(6858)5060 FAX: 06(6858)5095

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/roudou/shohi/index.html

〔平成30年(2018年)3月策定〕